

日本学術会議の組織・ガバナンスに係る関連規定等の整理表

事項	現行規定	新法の規定	その他
部	<p>○日本学術会議法</p> <p>第十条 日本学術会議に、次の三部を置く。</p> <p>第一部</p> <p>第二部</p> <p>第三部</p> <p>第十一条 第一部は、人文科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。</p> <p>2 第二部は、生命科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。</p> <p>3 第三部は、理学及び工学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。</p> <p>4 会員は、前条に掲げる部のいずれかに属するものとする。</p> <p>第十二条 各部に、部長一人、副部長一人及び幹事二人を置く。</p> <p>2 部長は、その部に属する会員の互選によつて定める。</p> <p>3 副部長及び幹事は、その部に属する会員のうちから、部会の同意を得て、部長が指名する。</p> <p>4 第八条第四項及び第六項の規定は部長について、同条第五項及び第六項の規定は副部長及び幹事について、それぞれ準用する。</p> <p>第十三条 部長は、部務を掌理する。</p> <p>2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>3 幹事は、部長の命を受け、部務に従事する。</p> <p>○日本学術会議会則</p>	なし	

	<p>(部会及び連合部会の招集)</p> <p>第二十条 部会は、部長が招集する。ただし、会長（補欠の者を除く。）の任期における最初の部会は、会長が招集する。</p> <p>2 部長は、当該部に属する三分の一以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、部会を招集しなければならない。</p> <p>3 連合部会は、二以上の部門に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。</p> <p>4 二以上の部において、当該部に属する三分の一以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、これらの部の部長は、共同して連合部会を招集しなければならない。</p> <p>(部会及び連合部会の議長等)</p> <p>第二十一条 部長は、部会の議長となり、議事を整理する。</p> <p>2 連合部会の議長は、開催の都度、連合部会を構成する部の部長の協議により定められ、連合部会の議事を整理する。</p> <p>3 部会及び連合部会の会議については、第十八条（第一項及び第五項を除く。）の規定を準用する。</p> <p>(部会における議決方法の特例)</p> <p>第二十二条 部会及び連合部会においては、法第二十四条第三項が準用する同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、部長が各会員の賛否を確認した上で、部会又は連合部会の議決とすることができます。</p>		
委員会	<p>○日本学術会議法</p> <p>第十五条の二 日本学術会議に、規則で定めるところにより、会員又は連携会員をもつて組織される常置又は臨時の委員会を置くことができる。</p> <p>○日本学術会議会則</p> <p>(学術会議の会議)</p> <p>第十六条 学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会のほか、幹事会並びに法第十五条の二の規定により置かれる常置の委員会として、機能別委員会及び分野別委員会並びに臨時の委員会として、課題別委員会及びその他幹事会の議決により</p>	なし	

	<p>置かれる委員会とする。</p> <p>2 常置の委員会は、総会が定めるところにより置く。</p> <p>3 臨時の委員会に関し必要な事項は、幹事会が定める。</p> <p>(幹事会の附置委員会)</p> <p>第二十五条 幹事会は、その任務の遂行上必要な委員会を附置することができる。</p> <p>2 前項の委員会には、幹事会の了承を得て、分科会又は小分科会を置くことができる。</p> <p>(委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会)</p> <p>第二十七条 第十六条第一項の委員会（以下「委員会」という。）には、幹事会の定めるところにより、分科会、小分科会又は小委員会を置くことができる。</p> <p>2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、法第四条の諮問に対する答申及び法第五条の勧告並びに第二条に規定する意思の表出（見解及び報告を除く。）に関してはこの限りでない。</p> <p>(委員会の委員及び役員)</p> <p>第二十八条 委員は、会長が委嘱する。</p> <p>2 委員は、委員会の承認を得て辞任することができる。</p> <p>3 委員会には、委員長一名、副委員長一名及び幹事二名を置く。</p> <p>4 委員長は、委員の互選により選出する。ただし、機能別委員会の委員長は、総会が定める。</p> <p>5 副委員長及び幹事は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。</p> <p>(委員会の招集)</p> <p>第二十九条 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は会長が招集する。</p> <p>(委員会の議長等)</p> <p>第三十条 委員長は委員会の議長となり、議事を整理する。</p> <p>(委員会の会議)</p> <p>第三十一条 委員会の会議については、法第二十四条第一項及び第二項並びに第十八条（第一項及び第五項を除く。）及び第二十二条の規定を準用する。</p> <p>○日本学術会議細則</p>	
--	---	--

(常置の委員会の設置)

第10条 機能別委員会は、別表第2のとおり設置することとし、運営に関する事項は、幹事が定める。

2 分野別委員会は、別表第3に掲げるものを設置することとし、調査及び審議すべき事項並びに運営に関する事項は、幹事が定める。

別表第2（第10条関係）

委員会名	委員長	職務
選考委員会	会長	会員及び連携会員の選考（会則第8条）
科学者委員会	会則第5条第1号に規定する職務を行う 副会長	科学者の在り方、人権及び自由交流に関すること、科学における男女共同参画に関すること、会員及び連携会員の辞職（会則第9条第3項、同第13条第2項）、会員及び連携会員の退職（会則第10条第2項、同第14条第2項）、地区会議に関すること、日本学術會議協力学会研究団体に関すること、その他科学者間の連携に関すること
科学と社会委員会	会則第5条第2号に規定する職務を行う 副会長	勧告、要望及び声明の内容等の検討（幹事会決定事項）、総合科学技術・イノベーション会議との連携に資するための審議課題の検討、国民の科学に対する理解の増進、その他学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること
国際委員会	会則第5条第3号に規定する職務を行う 副会長	学術会議における国際活動の調整、その他学術会議の国際的対応に関すること

別表第3（第10条関係）

委員会名	委員会名	委員会名
------	------	------

	<table border="1"> <tr><td>言語・文学委員会</td><td>基礎生物学委員会</td><td>数理科学委員会</td></tr> <tr><td>哲学委員会</td><td>統合生物学委員会</td><td>物理学委員会</td></tr> <tr><td>心理学・教育学委員会</td><td>農学委員会</td><td>地球惑星科学委員会</td></tr> <tr><td>社会学委員会</td><td>食料科学委員会</td><td>情報学委員会</td></tr> <tr><td>史学委員会</td><td>基礎医学委員会</td><td>化学委員会</td></tr> <tr><td>地域研究委員会</td><td>臨床医学委員会</td><td>総合工学委員会</td></tr> <tr><td>法学委員会</td><td>健康・生活科学委員会</td><td>機械工学委員会</td></tr> <tr><td>政治学委員会</td><td>歯学委員会</td><td>電気電子工学委員会</td></tr> <tr><td>経済学委員会</td><td>薬学委員会</td><td>土木工学・建築学委員会</td></tr> <tr><td>経営学委員会</td><td>環境学委員会</td><td>材料工学委員会</td></tr> </table>	言語・文学委員会	基礎生物学委員会	数理科学委員会	哲学委員会	統合生物学委員会	物理学委員会	心理学・教育学委員会	農学委員会	地球惑星科学委員会	社会学委員会	食料科学委員会	情報学委員会	史学委員会	基礎医学委員会	化学委員会	地域研究委員会	臨床医学委員会	総合工学委員会	法学委員会	健康・生活科学委員会	機械工学委員会	政治学委員会	歯学委員会	電気電子工学委員会	経済学委員会	薬学委員会	土木工学・建築学委員会	経営学委員会	環境学委員会	材料工学委員会		
言語・文学委員会	基礎生物学委員会	数理科学委員会																															
哲学委員会	統合生物学委員会	物理学委員会																															
心理学・教育学委員会	農学委員会	地球惑星科学委員会																															
社会学委員会	食料科学委員会	情報学委員会																															
史学委員会	基礎医学委員会	化学委員会																															
地域研究委員会	臨床医学委員会	総合工学委員会																															
法学委員会	健康・生活科学委員会	機械工学委員会																															
政治学委員会	歯学委員会	電気電子工学委員会																															
経済学委員会	薬学委員会	土木工学・建築学委員会																															
経営学委員会	環境学委員会	材料工学委員会																															
	<p>(参考)</p> <p>○幹事会附置委員会 外部評価対応委員会、広報委員会、地方学術会議委員会、財務委員会、科学的助言等対応委員会、(日本学術会議法人化準備委員会)</p> <p>○課題別委員会 防災減災学術連携委員会、フューチャー・アースの推進と連携に関する委員会、循環経済を活かし自然再興と調和する炭素中立社会への移行に関する検討委員会、我が国の学術の発展・研究力強化に関する検討委員会、学術を核とした地方活性化の促進に関する検討委員会</p>																																
事務局	<p>○日本学術会議法</p> <p>第十六条 日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる。</p> <p>2 事務局に、局長その他所要の職員を置く。</p> <p>3 前項の職員の任免は、会長の申出を考慮して内閣総理大臣が行う。</p> <p>○日本学術会議事務局組織規則 (事務局長)</p>	なし	<p>○有識者懇談会最終報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術会議が国民から負託された使命・目的に応え、予算を増額させながら活動を拡大・深化していくためには、事務局の機能・体制を強化し、活動の企画・推進・運営を支援していくことが必要である。 ・ 会長が勤務形態などにかかわらずリーダーシップを十分に發揮できるような環境を整備 																														

<p>第一条 日本学術会議の運営においては、事務局長を事務総長と称する。</p> <p>2 事務局長は、会長及び副会長の職務を助け、日本学術会議の運営に参画し、事務局の事務を統理する。</p> <p>3 事務局長は、会長及び副会長共に事故のあるとき又は共に欠けたときは、臨時に会長の職務を行う。</p> <p>4 事務局長は、総会及び幹事会において議長を補佐し、必要な場合には意見を述べることができる。</p> <p>5 事務局長は、部会、連合部会及び委員会に出席し意見を述べることができる。 (次長)</p> <p>第二条 事務局に、次長一人を置く。</p> <p>2 次長は、事務局長を助け、事務局の所掌事務に係る重要事項に関する事務を総括整理する。 (課及び参事官の設置)</p> <p>第三条 事務局に、企画課、管理課及び参事官三人を置く。 (企画課の所掌事務)</p> <p>第四条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事務局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 二 事務局の機構に関すること。 三 法令案その他公文書類の審査及び進達に関すること。 四 日本学術会議の保有する情報の公開に関すること。 五 日本学術会議の保有する個人情報の保護に関すること。 六 政府からの諮問及び政府への答申並びに勧告及び提言事項に関すること。 七 政府に対し資料の提出、意見の開陳又は説明を求める事項に関すること。 八 総会及び幹事会に関すること。 九 科学に関する重要事項の調査及び企画に関すること。 十 広報に関すること。 十一 総合科学技術・イノベーション会議及び関係機関並びに学術研究団体等との連絡調整に関すること。 十二 日本学術会議会員、日本学術会議連携会員及び委員会委員の選考に関する 	<p>するという観点からも、事務局の機能・体制を強化することは極めて重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このためワーキング・グループでは、博士号所持者、URA 等を事務局の職員として適切に配置し、 <ul style="list-style-type: none"> ・課題の拾い上げ、必要な調査分析 ・実装への道筋等を考慮したアジェンダ設定、活動の企画及びマネジメント ・活動の成果の普及、利活用の促進 ・活動に必要な資金の獲得の努力 <p>など会員の活動を幅広くサポートし、促進・強化を支えていく必要があると考える。アカデミアと政府・産業界などの実務をつなぐ、いわばファシリテーターのような役割も期待されるところである。運営の自律性の拡大により、このような取組が容易になることも、法人化のメリットとして確認しておきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のような人材が、学術界、国研、産業界などを活躍しながら移動することにより、それぞれの問題意識や働き方を共有し相対化することが可能になる。我が国及び人類社会が直面する課題を解決していくためには、学術界においても、産業界、行政、地域社会などと連携した取組が求められることは言うまでもない。そのためには、その中核を担い積極的に活躍していくような人材を育成する共創の場が必要であり、共創の場を整備することも、学術会議の新たな役割として期待されるところである。
--	--

	<p>こと。</p> <p>十三 第六号、第七号、第十号及び前号に規定する事務に係る委員会に関すること。</p> <p>十四 学術関係資料及び情報の収集、交換、整理及び利用に関すること。</p> <p>十五 国立国会図書館支部日本学術会議図書館に関すること。</p> <p>十六 職員の人事に関すること。</p> <p>十七 前各号に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他に属しないものに関すること。</p> <p>(管理課の所掌事務)</p> <p>第五条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 機密に関すること。 二 官印及び公印に関すること。 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 四 日本学術会議会員、日本学術会議連携会員及び委員会委員の人事に関すること（前条第十二号に掲げる事務を除く。）。 五 職員の福利厚生に関すること。 六 日本学術会議の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。 七 物品の管理、営繕及び契約に関すること。 八 庁内の管理に関すること。 九 第六号に規定する事務に係る委員会に関すること。 <p>(参事官の職務)</p> <p>第六条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 科学に関する重要事項の審議に関すること。 二 部会、連合部会及び委員会に関すること（企画課及び管理課の所掌に係るもの を除く。）。 三 國際会議の開催、国際学術交流等国際業務に関すること。 四 前三号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ また、会員の支援にとどまらず、会長等と高いレベルで議論し助言を行うことのできる戦略部隊のようなスタッフ（又はユニット）の設置を検討すべきという意見もあった。 ・ このような役割を担う適切な人材を主に学術会議外部から招聘して配置し、事務局長（事務局）及び博士号所持者、URA などとの有機的な連携・協働を図ることにより、いわゆる研究者だけでは十分に対応しきれない可能性がある「政策のための科学」の領域を中心に、会長及び学術会議の活動を強力にサポートしていくことが期待される。 ・ 多分野にわたる会員間の連携や、外部のステークホルダーとの連携などのネットワークの機能強化、上記の活動のサポートの強化とともに、国民の関心の高いテーマの適時適切な発信、提言等の活動内容の政府等への周知などに関する機能を強化することが重要であり、そのためにも、世界最高のアカデミーにふさわしい事務局のＩＴ化や、定期的な媒体による発信の充実に向けて取り組むべきである。 ・ このほか、運営助言委員会、評価委員会、監事なども、会長等と十分なコミュニケーションを確保し、良好な活動・運営に資するよう設計することが望まれる。
--	---	--